

**平成26年度第4回 松伏町子ども・子育て支援審議会
議事録**

- 日時 : 平成26年9月24日(水) 午後3時00分～5時10分
- 場所 : 役場第2庁舎 303会議室
- 出席委員 : 飯山 吉晴、石井 貞人、井 裕美、塩原 映子、鈴木 優、竹田 春美、
若盛 清美、若盛 正城(8名)
- 議事 : (1) 事業計画案の検討
ア 教育・保育施設の充実
イ 地域子ども・子育て支援事業の充実
ウ 子ども・子育て支援関連施策の推進
エ 計画推進体制
オ 計画全体の内容の確認
(2) パブリックコメントの実施について
(3) 子ども・子育て支援新制度の概要と保育所及び認定こども園(保育部分)
の入所受付時期の周知について
(4) 利用者負担額(保育料)について
- 配布資料 : 資料1 松伏町子ども・子育て支援事業計画(案)
資料2 パブリックコメントについて
資料3 周知チラシ原案「子ども・子育て支援新制度がスタートします」
資料4 利用者負担額について
資料 幼保連携型認定こども園を拠点とした子ども子育てネットワークのイメ
ージ
資料 利用者負担のイメージ

1 開会

司会 : ただ今から、平成26年度第4回松伏町子ども・子育て支援審議会を開会する。
次第について一部修正させていただきたい。2. 議事の中の「(2) 子ども・子
育て支援新制度…」を「(3) 子ども・子育て支援制度…」に修正し、次の(3)
を(4)に修正する。それでは、会長に開会のあいさつをお願いしたい。

会長 : 本日は町のため、ご家庭のため、所属する園のため、それぞれの立場を代表し
てお集まりいただき感謝する。本日の審議会で検討することは、国が定めた新
制度に則り来年4月から実施される。新制度は、都道府県、市町村が事業計画
を立てて取り組むもので、子ども・子育て支援法に基づいて市町村の審議会で
決めて市町村の計画に反映される。次の時代を担う子どもたちのために、市町
村が何を願い、何をやっていくかを定めるのであり、各市町村がこの国の20
～30年後の未来を方向付けるとも言える。それに対して応分の財政を考えて

いくのが政府の仕事である。本日お集まりの審議会は、松伏の次の時代を担う子どもたちのために町に提言する組織である。ここで決まったことをパブリックコメントにかけて地域の方々の意見をいただき、了解をいただいたものが町に対する提言となる。子ども、保護者、地域にとって望ましい方向はこうであろうと考えながら、忌憚のない意見を述べていただきたい。それを事務局が受け止めてくださると思うのでよろしく願います。

2 議事

(1) 事業計画案の検討

(2) パブリックコメントの実施について

司会 : 議事に入る前に資料を確認したい。(資料確認) それでは議事に入る。議事(1)～(4)までの議長を会長にお願いしたい。

会長 : まず、事業計画案について、事務局から説明をお願いしたい。

【事務局説明】(資料1に基づき事業計画案について説明)

- ・まず、配布した資料1の訂正部分を説明する。
- ・(P. 44) ①の2番目の段落:「27. 3%」→「45. 5%」に修正。また、実数値を入れた方がわかりやすいと考えられるので、0歳のうちに復帰した人は「25人」、1歳のうちに復帰した人は「26人」を追加する。②の部分、「5. 5%」を「5. 5% (3人)」、「63. 6%」を「63. 6% (35人)」と修正する。
- ・前回の審議会から訂正した部分を中心に説明する。
- ・(P. 29) 以前の表は線が入り組んでいたが、整理して見やすく修正した。
- ・(P. 40) 確定値を記載した。また、「量の見込み①」に「他市の子ども」の欄を設けた。
- ・(P. 48) 「確保方策」の欄に、実施体制と実施機関を記載した。(2)のタイトルを変更して「その他要支援児童の支援に資する事業」を追加した。
- ・(P. 53) (2)の「確保方策」の欄を修正した。
- ・(P. 67、68) 計画推進体制について、松伏町子ども・子育て支援審議会、(仮)計画策定・推進管理会議の運営及び計画達成状況の点検・評価に記載している。

会長 : 追加で配布した資料(幼保連携型認定こども園を拠点とした子ども子育てネットワークのイメージ)について説明したい。これは国及び都道府県へ提案したイメージ図である。支えるのは市町村の行政、それが中央にあり、さらに近隣の小中学校、児童館、公民館、公共施設、各種経済産業界、保健センター、警察、消防署、社会福祉協議会、商店街等、地域が子どもに関わる連携を補佐していく。それを受けて、中央と連携し合って、子ども・子育て支援が生まれてくるというイメージである。こういう形態を目指すということを念頭に置いて

いただければありがたい。資料1のP. 68右側、学識経験者や庁内教育・保育機関、市民活動団体等の意見を聞きながら、審議会で事業計画の内容をさらに検討し、取り組み、確認し、実施していくという流れになる。この流れが円滑にいくようにすることが、我々審議会委員の役割である。

事務局：本日の会議は事業計画案に関する話がメインであるので、この議題に時間をかけていただければと思う。なお、パブリックコメント前に事業計画案の検討をする審議会は本日で最後となる。

会長：ご意見、感想があればいただきたい。

石井委員：パブリックコメントとはどのような形式で行うのか。

事務局：(資料2に基づき説明) ホームページや定められた公開場所で公開する予定である。この計画書案に対して感じたことを意見として提出していただく。10月15日から11月14日までの1か月間で意見を募集し、集まった意見をまとめて、次回の審議会で報告したい。その審議会の場で、提出された意見を計画の内容に反映するかどうか判断していただきたい。

石井委員：意見は集まるものなのだろうか。

事務局：関心が高ければ意見は集まるし、反対に全然意見が出されないこともある。

石井委員：広報にはパブリックコメントを実施することを掲載するのか。

事務局：広報で告知する。ホームページでも告知し、計画案を掲載する。

竹田委員：公開場所は4か所以上には増えないか。自分ならばここに定められた4か所には行けないし、ホームページを見ることもできない。忙しければインターネットを使うために図書館に行くこともできない。たとえば、各幼稚園、保育園、学童保育に10部ずつ計画案のコピーを置いて、お迎えに来たお母さんたちが借りて読めるようにして、そこに意見箱を設置してはどうか。

石井委員：少なくともパブリックコメント規定には基づく必要がある。

会長：公的なものなので、パブリックコメントにかけるよう法律で定められている。そうすることによって関心がある人たちに見てもらう機会を提供することになる。皆さんは各界の代表として委員になっているので、ぜひ皆さんからも情報を広めていただきたい。今までの例を見ると、パブリックコメントによって大きく計画案が修正されたという例はないようだが、仮に大きく修正されることになればそれまでの会議がいかにもいい加減だったかということでもある。それだけ皆さんは重要な立場で出席しているということである。

事務局：おそらく、寄せられる意見は「このような結論になったのは何故なのか」という内容が多いと思われる。そうした意見に対して、こういう経緯でこうなったと説明することが多くなると思われる。

「松伏町町民意見反映手続制度実施要綱」によると、公開する場所はここに示した4か所になる。第5次総合振興計画を作成した際のパブリックコメントも同じ対応であった。それ以外に実施要項では「実施機関が適当と認める方法」とあり、町のホームページに計画案を掲載し、広報でも告知する。

- 会長 : 広報に出すのというのは。
- 事務局 : 計画案ができたので閲覧してほしいという旨の掲載をする。紙面の4分の1くらいのスペースを占める予定である。
- 会長 : 主体的に参加して意見を述べるということが民主主義の原則なので、それを踏まえて広報、ホームページで公告することになる。また、団体を通して保護者に伝えるというのも一つの方法であると考え。この審議会には町内の施設の人が全員参加している。したがって、皆さんから関心がある関係者の方に知らせていただければありがたい。
- 副会長 : 町のホームページには、この資料1と同じ分量のデータが掲載されるのか。
- 事務局 : 一式全部(資料1)のファイルと、資料1を章ごとに分けたファイルを掲載する予定である。章ごとであれば、容量の点ではスマートフォン等でも支障なく閲覧できると思われる。
- 副会長 : 資料1のP. 39の①特定教育・保育施設と、②特定地域型保育事業は、松伏町にはどこにあるか、いくつあるかといったことや、具体的な場所を示さないのか。
- 会長 : 地図を掲載したほうがよいということだろうか。
- 副会長 : P. 33、34には地図が掲載されているのだが。
- 事務局 : P. 39については、①の施設は既にある施設だが、②についてはまだ町内にはない。今後の確保策として検討していきたいという位置づけで掲載している。
- 若盛(清)委員 : そうであれば、まだ松伏町にはこれに関する施設がないということを明記した方がよい。
- 会長 : カッコ書きで(現在はない)などと記載する方法もある。①のところでは(〇〇ページ参照)と入れてもよいだろう。ここの事業については、子ども・子育て支援事業として定められているので掲載している。
- 副会長 : ②については、ここに書いてあれば、今後こういうことをやってみたいという事業者も現れることがあるのだろうか。
- 事務局 : まず、事業所がないことを明記する。ただ実際には、松伏町のように待機児童がいなければ、事業を始めても利用者がいないだろう。その事業をやっているということは、保育園だけでは足りないということを意味する。
- 井委員 : パブリックコメントについて、携帯メールで町のことをお知らせする機能があるが、それを使ったお知らせはしないのか。
- 事務局 : マップメールでもお知らせする予定である。
- 若盛(清)委員 : P. 58の「2. 未就園児とその家庭に対する支援」の中に「(2) 子育て支援のネットワークづくり」とある。町には、子育てサポーター、幼稚園、保育所、ちびっ子ランドなど、子どもに関わる施設がいくつかあり、これからはそれぞれ同じ職種の中でのネットワークだけではなく、支援センターや保育所、幼稚園等の間で連携しないといけないと思う。保育所と幼稚園の間には保幼小連携はあるが、それ以上にこれからは町の中のすべての施設や機関が子ど

- もたちの育ちをサポートしていきますということを謳うことが必要ではないか。
- 会長 : 基本理念に係わることでもある。
- 若盛(清)委員 : タイトルとかキャッチフレーズのようなもので明確に打ち出してもよいのではないか。
- 事務局 : 表紙には基本理念である「子どもいきいき、家族にこにこ、みんなが育つ、地域づくり」を載せたいと考えている。インパクトが弱い印象であれば、改めてご提案をいただきたい。
- 若盛(清)委員 : 特に、子供がいる人たちにはぜひ読んでいただきたい。子育て中の人たちは忙しいので全部読むのは大変だと思うが、一人でも多くの人に興味を持っていただき、町全体で子どもたちのことを考えてくれているということが伝わるよう大きく打ち出して欲しい。
- 事務局 : 表紙を工夫したい。
- 会長 : イラストカットを入れるなどして、見やすくすればいいと思う。内閣府のパンフレットのカットなどを入れればよいのではないか。
- 副会長 : 全体的に抽象的な印象を受けるので、資料3や資料4のような具体的な内容が途中に盛り込まれていれば、読む人を引き付けることができるのではないか。また、メインの部分は表現に工夫が必要だろう。
- 若盛(清)委員 : P. 54以降の施策の推進については、語尾が「～行います」、「～努めます」などとなっており、議会答弁のようである。ではいつから行うのか。すぐに実現できることは具体的に示すとよいのではないか。
- 事務局 : 実際には、既に取り組んでいる事業を継続・展開するものが大半を占めている。P. 29であげた課題に対して、地域子ども・子育て支援事業などの具体的な方策をたてて対応している。
- 若盛(清)委員 : では、「実施中」とか「継続中」などと表記すればよいのではないか。
- 事務局 : 「～行います」、「～努めます」などとなっているのは、事業で目指す方向性を示すようにしたためである。
- 会長 : 公的な文書の場合、「計画していきます」というように、方向性を表現するしかない。たとえば、施設を増やすにしても、予算が確保できていない時点では、「保育施設を何施設増やす」などと明確な数までは言及できない。なお、計画策定から5年後に計画を更新するので、そこで最終的に検証する。
- 事務局 : 具体的数値を記載するという事は、一面では決定済であるということでもある。しかし、それだけでは計画として十分に機能しない。策定された計画(方針)を根拠として、予算を立てたり交渉したりする部分も大きい。
- 若盛(清)委員 : P. 54～P. 66の中で関連するものは(〇〇ページ参照)と記載できないか。これだけの分量があると、読み進むうちに関連がわかりにくくなる。
- 事務局 : P. 54以降の施策には、「子ども・子育て支援事業計画」として国から必ず定めるよう指示されている施策と、「次世代育成支援行動計画」からの継続を含む松伏町独自の施策が混在している。「子ども・子育て支援事業計画」に係るIV章、

V章、VI章あたりの内容は、法律で定められているので入れないわけにはいかないが、確かに町民の視点ではここがメインではない。でも、国（子ども・子育て支援法に基づく事業）としてはこれがメインになってしまっている。

会長 : P. 54～P. 66の内容は保護者にとって関心が高い内容である。順番の指定はないので、たとえばVII章をIV章の前に入れてもよいのではないか。

事務局 : 検討する。

会長 : 松伏町の子育てネットワークづくりを地域創生に向けた対応とすると、方向性がはっきりしてくると思われる。強いて言うなら、子ども・子育て支援事業はまちづくりでもある。P. 58の「(2) 子育て支援のネットワークづくり」にもあるが、もう少し工夫した書き方で盛り込んでいただきたい。

事務局 : 検討する。

会長 : 保育所、幼稚園、認定こども園を並べて記述する時の表記は「保育所（園）、幼稚園、認定こども園」に統一していただきたい。年齢からいくとこの順番になる。「幼保小連携」という言葉があるが、松伏町では「保幼小連携」という言い方にした。

事務局 : 国は「幼稚園や保育所、認定こども園」としているが、松伏スタイルを決めるということで対応したい。

「保育所（園）」について、公的な名称は「保育所」となるのだが、「（園）」とつけた方がよいだろうか。

会長 : 松伏町では、第一保育所以外の施設は「保育園」なので、「保育所」のあとに「（園）」をつけていただきたい。

事務局 : 「保育所（園）、幼稚園、認定こども園」の表記で統一する。

若盛（清）委員 : P. 57「(2) 食育の推進」については、地域子育て支援センターだけが書かれており、保育所（園）、幼稚園のことが書かれていない。特に、幼稚園では「食育推進ビジョン」を策定して食育を積極的に推進しているので、ここにも記載した方がよいと思われる。ただ、後の方に出てくる「教育・保育サービスの充実」に入れるのはおかしい。

事務局 : 基本的には、ここには町（行政）が実施することが入っている。

若盛（清）委員 : それでは、「幼児施設における食育の推進を支援します」などのような記述を入れてはどうか。

事務局 : 財政的な問題などが発生する可能性もあるのだが。

（町の指針等と、実施事業所の方針や事業内容との整合性の問題を含む。）

若盛（清）委員 : たとえば、食育に関する講演会を実施したり、支援センターで開催する親子に関する講座と合わせて開催するなどしてはどうか。それが、ネットワークづくりにもつながるのではないか。

事務局 : 食育については、現状の事業に追加して展開することが望ましいと考えている。民間事業者側が連携していただけるのならありがたいことだが、ここに掲載している事項は町役場でそれぞれの担当部署が責任を持って実施することを前提

にしている。

会長 : 担当の欄に書いてある町の各部署の意味は、一般の町民にはわかりにくい。実施主体はこの担当部署であるということをはっきり示して欲しい。

若盛(清) 委員: 「担当」は「実施担当主体」などとすればよいのではないかと。

事務局 : 検討する。

若盛(清) 委員: P. 59 「(2) 教育・保育サービスの充実」の「地域活動事業の支援」の中に出てくる「世代間交流」と「異年齢交流」の違いは何か。

事務局 : まず、町役場が実際に行う(交流の場をつくる)のではなく、(各保育所(園)の活動を)支援するという形で取り組んでいく。

コンサル: 「松伏町次世代育成支援地域行動計画」で位置づけていた高齢者との交流などの類似事業を一つにまとめた経緯がある。

事務局 : 幼児と思春期の生徒との交流も入っている。

若盛(清) 委員: そうなると「世代間交流」でまとめてしまってもいいのではないかと。

事務局 : 「世代間交流などを…」とすることも考えられる。

会長 : 福祉分野だとそうなるだろう。教育分野だと「異年齢交流」は小中学生など年齢が違う児童生徒との交流を意味する。

事務局 : 当初は、福祉健康課と教育委員会が担当として入っていたのだが、教育委員会からの要請で担当から外したという事情がある。

会長 : できれば教育委員会も入れて欲しいのだが。

事務局 : 教育委員会が担当する施策は学校関係に限っており、調整が難しかった。

会長 : 幼稚園は教育委員会の所管になる。

事務局 : そのため、福祉健康課担当の事業として、保育所(園)だけを計画に載せることにした。

若盛(清) 委員: P. 60 では「児童の健全育成」の中で「世代間交流の充実」として、担当が福祉健康課と教育総務課になっている。「地域活動事業の支援」とどちらかにまとめることはできないか。

事務局 : 「教育・保育サービスの充実」を軸とすると、(保育所(園)と幼稚園では)ちょっと違う視点からの取り組みになると思われる。

会長 : 教育・保育サービスのサービスという言葉は、プラスアルファのものをもらえると受け取られることがある。県の審議会でも別の言い方で表現できないかという意見があった。

事務局 : 県からは具体的な表現について回答があったのだろうか。

会長 : 検討しますということだった。

事務局 : 施策の内容にはサービスという言葉を使用しないよう配慮したのだが、タイトル部分には残ってしまった。修正したい。

会長 : 「保育サービスや子育て支援サービスの提供」は「保育や子育て支援の提供」で十分だと思われる。

事務局 : P. 59 の「(2) 教育・保育サービスの充実」は「(2) 教育・保育の充実」

としたい。

若盛（清）委員：P. 59の（2）の文中「保育サービスの充実」は「保育の充実」とした方がよい。施策内容の文章も検討が必要だろう。

事務局：検討する。

会長：パブリックコメントまでまだ時間があるので、もう一度計画案に目を通し、関連する人たちにも意見を聞いていただき、修正があれば事務局に連絡していただきたい。

事務局：ご意見の連絡は今月中にお願いしたい。

（3）子ども・子育て支援新制度の概要と保育所及び認定こども園（保育部分）の入所受付時期の周知について

事務局：10月号の広報に、資料3と同じ資料を折り込む予定である。新制度と入所受付日程について盛り込んである。重要なのは、1号・2号・3号の認定を受けってもらうこと。町内では、たから幼稚園に通うお子さんは既存のままであるが、それ以外のお子さんは必ず認定を受けることになる。

会長：私立幼稚園協議会では、10月15日から願書を配布し、11月1日から入園受付する旨を、10月4日に新聞折り込みで周知する予定である。

（4）利用者負担額（保育料）について

事務局：A3の資料は国から発行されている利用者負担のイメージのパンフレットである。国が保育料の上限額を定めており、それをもとに定めた松伏町の保育料が資料4に書かれている。「（1）教育標準時間認定」は、国と同じである。「（2）保育認定」は、現在の保育料と同じだが、階層区分が少し変更になっている。これまでは源泉徴収票の額が算定の基準であったが、これからは町民税所得割課税額が基準となる。なるべく従来と同じ負担料になるように設定している。国のパンフレットでは「毎年9月が保育料の切り替え時期となります」とあるが、4月の時点では前年の収入がわからないので、8月分までは一昨年の収入、9月分からは昨年の収入をもとに算定した金額となる。（幼稚園や保育所、認定こども園をきょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に）第2子は半額、第3子以降は無料ということについては以前から変わっていない。11月から入所案内配布と入所申し込みが開始されるので、その時点で周知することになるが、事前に委員の皆さんには知っておいていただきたくご報告した。

会長：町民税所得割課税額を基準とする変更は他市町村も同様だろうか。

事務局：階層分けが違うこともあるが、所得割課税額が基準であることは同じである。

石井委員：両親共働きの場合や、ひとり親家庭で保護者の実家で暮らしている場合などはどうなるのだろうか。

事務局 : 両親共働きの場合には、収入合算で算定される。ひとり親家庭の場合、保護者の収入が103万円以上ならば保護者の収入が算定のもととなり、保護者の収入が103万円未満ならば子どもの祖父等同居の家族の収入が算定のもととなる。いずれも今までと同じ対応となる。

会長 : 保護者が混乱しないように、保育料は以前と変わらないということをきちんと説明していただきたい。

3 その他

事務局 : 次回の日程について、11月26日(水)頃はいかがであろうか。できればその週のうちに開催したいと考えている。

委員 : 11月28日(金)にしていただきたい。

事務局 : では、次回の審議会の日程は11月28日(金)午後3時からの開催としたい。次回の審議会で計画が確定することとなる。

会長 : 本日の議事は以上である。ありがとうございました。

4 閉会

事務局 : 本日の審議会はこれで閉会とする。ありがとうございました。